

議第59号

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例
京都市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。
本則第2項中「特別支援学校」の右に「及びその分校」を加える。
別表京都市立白河総合支援学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立白河総合支援学校 東山分校	京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町441番地
----------------------	--------------------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立白河総合支援学校東山分校を設置する必要があるので提案する。